

憲法第96条の憲法改正発議要件の緩和に反対する会長声明

愛媛弁護士会

会長 五葉 明徳

憲法改正手続きを定めた憲法第96条第1項の発議要件について、衆参各議院の総議員の3分の2以上から過半数の賛成に緩和すべきとの憲法改正議論がなされている。

そもそも発議要件を衆参各議院の総議員の3分の2以上と定めたのは、憲法が国家権力に縛りをかけ、国家権力の濫用を防止して国民の自由と権利を保障する立憲主義に基づくものであることと、憲法の最高法規性から、憲法を改正しようとするときには国会において十分な審議を尽くし、圧倒的多数の合意が達成された後に国民に対して提案（発議）されなければならないことによるものである。

この発議要件を過半数の賛成に緩和すると、時々の国家権力による恣意的な憲法改正に道を開き、立憲主義を根底から揺るがすおそれがある。

しかも、現憲法は明治維新以降の自由民権運動の思想を受け継ぎ、第2次大戦において我が国政府の行為によって国内外において数千万人という犠牲者をだしたという反省の下、国民の圧倒的支持を得て、制定したものであり、日本が戦後、国際社会に復帰するにあたってのいわば、国際公約である。その基本原理は、国民主権、基本的人権尊重、徹底した平和主義であり、その価値は人類普遍の原理として今後も後世に引き継いでいくべきものである。

ところが、現在行われている発議要件緩和の議論は、憲法改正のハードルを下げ、その後に、憲法第9条、人権規定、統治機構等の改正を実現しようとの意図に基づくものもある点においても到底容認できないものである。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする当弁護士会は、憲法改正発議要件の緩和が立憲主義の土台を揺るがすことがあることから、憲法第96条に係る改正に強く反対する。

2013（平成25）年7月5日